

社会福祉法人玉名市社会福祉協議会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、育児休業後の継続就業者増加のため、妊娠・出産・復職時及び子育てにおける支援に取り組むとともに、男性職員の子育てへの参加が増えるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和7年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1：「働く女性の母性健康管理のために」パンフレットを対象者に配布し、男女雇用機会均等法における母性健康管理及び母性保護に関する制度の周知を図る。

<対策>

●令和4年2月～社内体制の整備

- ・担当職員の制度研修を実施する。
- ・妊娠中及び出産後の女性職員の在する職場にパンフレットを配布し理解を得ることで、当該職員が必要な措置を受けやすい環境づくりを目指す。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置し、短時間労働への転換など柔軟な対応により職員の復職定着率を男女とも85%以上とする。

<対策>

●令和4年2月～復帰1ヶ月前までに、当該職員と所属長及び総務課職員で協議し、復職後の勤務時間、勤務場所を話し合う機会を設け、無理なく働ける環境づくりに努める。

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、計画期間内に男性職員の育児休業取得（原則1ヶ月以上）率を85%以上とする。

<対策>

●令和4年2月～ 法に基づく諸制度の調査

●令和4年2月～ 制度に関するパンフレットを作成し対象者へ配布するとともに、管理職研修を実施